

宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格についての特例に関する要綱

平成 24 年 2 月 1 日

告示第 14 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成 17 年宇佐市告示第 104 号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格の特例)

第 2 条 合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、大分県へ工事契約に係る競争入札参加者の資格の再認定（以下「再認定」という。）の手續を行い、新たに競争入札参加資格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について第 1 条の 2 本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

(資格の特例となる合併等)

第 3 条 第 2 条の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札参加資格者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）が行う合併等とする。

(資格の特例期間)

第 4 条 第 1 条の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から 3 年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 91 号抄）

(施行期日等)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、この告示による改正後の規定は、平成 24 年度以後の競争入札参加資格について適用する。